

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年12月 6 日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第26号

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 東京学芸大学学則（以下「学則」という。）第34条に定める保証人は、入学者の在学中における授業料・寄宿料納入及びその身上に関して起こる一切のことについて、連帯して責任を負うものとし、原則として父母その他の親族とする。

第5条第1項中「保証人連署のうえ」を「必要書類を添えて」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、平成13年12月6日から施行する。

東京学芸大学学生諸手続等規程 新旧対照表 (抄)

現 行	改 正
〔省略〕 (保証人) <u>第4条 東京学芸大学学則（以下「学則」という。）第34条に定める保証人は、入学者の父母等の親族又はこれに代って一切の責任を負うことのできる者2名とし、原則として連帯保証人は父母又はその他の親族、他の保証人は東京都内又は近郊に居住するものとする。</u> 2 保証人及び保証人の住所に変更があつた場合には、直ちに学務課に届出なければならない。 (入寮の手続) 第5条 本学寄宿舍（学寮）に入寮を希望する者は、所定の入寮願に<u>保証人連署のうえ</u>、学生サービス課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 <u>2 入寮希望者は、本学の行う健康診断を受けなければならない。</u> 〔省略〕	〔省略〕 (保証人) <u>第4条 東京学芸大学学則（以下「学則」という。）第34条に定める保証人は、入学者の在学中における授業料・寄宿料納入及びその身上に関して起こる一切のことについて、連帯して責任を負うものとし、原則として父母その他の親族とする。</u> 2 保証人及び保証人の住所に変更があつた場合には、直ちに学務課に届出なければならない。 (入寮の手続) 第5条 本学寄宿舍（学寮）に入寮を希望する者は、所定の入寮願に<u>必要書類を添えて</u>、学生サービス課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成13年12月6日から施行する。